

広島県告示第二百六十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、地方港湾横田港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

横田港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾横田港放置等禁止区域

1 坊地地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五から基点六を水際線で結んだ線、基点六から基点七を結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市内海町の国土地理院三等三角点「横島」（北緯三四度二〇分五一秒六〇〇九、東経一三三度一六分三〇秒一一三一、標高二〇六・九〇メートル）

基点一 基準点から二三度二六分一九秒の方向一、〇一四・八七メートルの点
基点二 基点一から三三八度五三分三九秒の方向五〇・〇〇メートルの点
基点三 基点二から六二度〇六分二八秒の方向三六一・五九メートルの点
基点四 基点三から八三度〇〇分一四秒の方向二五八・九八メートルの点
基点五 基点四から七九度二四分四二秒の方向五三四・七九メートルの点
基点六 基準点から五三度〇二分〇六秒の方向一、五六六・二六メートルの点
基点七 基点六から二七九度五三分三六秒の方向四四・六五メートルの点

2 内海中学校前地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院四等三角点「敷名」（北緯三四度二二分五四秒二三〇四、東経一三三度一九分一七秒四二一五、標高一三五・七八メートル）
基点一 基準点から二二七度二〇分一一秒の方向二、一六四・九二メートルの点
基点二 基点一から三度二五分二九秒の方向七二・二〇メートルの点
基点三 基点二から二四度三七分二四秒の方向九二・五〇メートルの点
基点四 基点三から一〇八度〇八分〇八秒の方向二七七・六三メートルの点

二 地方港湾横田港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物